第百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第十五項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務とし、同表の七十九の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一・二　略］

第五十九条の二の二　法別表第二の百十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該教育・保育給付認定に係る子ども・子育て支援法第十九条各号に掲げる小学校就学前子ども（以下この号において「教育・保育給付認定子ども」という。）若しくは当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

［ロ～ワ　略］

［二～六　略］

七　子ども・子育て支援法第三十条の五第一項の施設等利用給付認定に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該施設等利用給付認定に係る子ども・子育て支援法第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子ども（以下この号において「施設等利用給付認定子ども」という。）若しくは当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

［ロ～ヌ　略］

［八～十四　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、令和五年四月一日から施行する。

復興庁令

○復興庁令第二号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、同法第百二十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）の規定に基づき、並びに福島復興再生特別措置法を実施するため、福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令

福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の三十七条を加える。

第百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第十五項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務とし、同表の七十九の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一・二　同上］

第五十九条の二の二　［同上］

一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該教育・保育給付認定に係る子ども・子育て支援法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子ども（以下この号において「教育・保育給付認定子ども」という。）若しくは当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

［ロ～ワ　同上］

［二～六　同上］

七　子ども・子育て支援法第三十条の五第一項の施設等利用給付認定に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該施設等利用給付認定に係る子ども・子育て支援法第三十条の四第一項各号に掲げる小学校就学前子ども（以下この号において「施設等利用給付認定子ども」という。）若しくは当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

［ロ～ヌ　同上］

［八～十四　同上］